

令和 7 年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業
(退院支援担当者配置等支援事業) 実施要領

1 事業の概要

医療や介護のニーズを抱える患者が在宅復帰(退院)する場合には、退院支援を行い、入院医療機関と在宅医療・介護提供機関の連携のもと、患者の状況に応じて適切な在宅医療・介護サービスの提供体制を整える必要がある。そこで、退院支援担当者を新たに雇用する場合、徳島県が予算の範囲内で補助を行うことで、その配置を支援する。

2 補助対象機関

本事業の補助対象となるのは、徳島県内の医療機関であり、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 退院支援担当者を配置していない医療機関における新規配置。
- (2) 上記(1)以外で、退院支援担当者の増員。

3 補助対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 補助対象者の要件

本事業の対象となる退院支援担当者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに雇用した担当者(派遣又は直接雇用)であること。
- (2) 退院支援担当者は、受託医療機関の常勤職員(週 4 日以上常態として勤務し、かつ所定労働時間が週 32 時間以上である者)と同じ勤務時間以上の勤務を行う者であること。

5 他の補助金制度との併用の禁止

上記 2・4 の要件に該当する場合であっても、国、県、その他の補助金により人件費が補助されている者については、本補助金の補助対象とすることはできない。

6 補助対象経費

退院支援担当者の配置に必要な給与費(給料、諸手当、共済費等)、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費(退院支援担当者の知識習得に係る研修に限る)。

7 補助基準額等

補助基準額は 3,400 千円とし、補助率は 1/2、補助上限額は 1,700 千円とする(退院支援担当者 1 人当たり)。ただし、補助金は、予算の範囲内で交付するため、申請状況によっては、補助基準額に満たない額で交付決定することがある。

8 補助の流れ

- (1) 補助を受けようとする医療機関は、県が別途定めた公募期間中に事業計画書等を県に提出する。

- (2) 県は、事業計画書等を精査し、必要に応じて、補助を受けようとする医療機関と事業費等の調整を行う。
- (3) 県は、補助を受けようとする医療機関へ補助金交付申請書の提出を依頼する。
- (4) 補助を受けようとする医療機関は、補助金交付申請書を提出する。
- (5) 県は、補助金交付申請書を精査し、補助金交付決定を行う。
- (6) 県は、事業終了後に、補助対象医療機関からの請求により、補助金を交付する。

9 電子データの取得について

様式の電子データが必要な場合は、下記アドレスにエクセルデータを貼付しておりますので御活用ください。（詳しくは別添の参考資料を御確認ください。）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/med/categoryMedical/hojokin/7304974/>

10 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部医療政策課 担当：藤見

電話 088-621-2151 ファクシミリ 088-621-2898

メールアドレス fujimi_taiga_1@pref.tokushima.lg.jp